道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

なお ,関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西蒲区役所 建設課において , 一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	五千石巻新潟線	新潟市西蒲区赤鏥字上野 788 番 6 地先から 新潟市西蒲区赤鏥字川前 139 番 4 地先まで	
市道		新潟市西蒲区赤鏥字大道上 987 番 1 地先から	平成 2 1 年 7 月 3 日
		新潟市西蒲区赤鏥字大道上 894番 1 地先まで	
市道		新潟市西蒲区赤鏥字大道上 894番1地先から 新潟市西蒲区赤鏥字上野 747番1地先まで	